

商標	判決年月日	令和5年1月24日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10062号		
○ 指定商品を「鉛筆（色鉛筆を除く。）」とし、ごく暗い赤（D I CカラーガイドP A R T 2（第4版）2251）のみからなる商標が商標法3条1項3号に掲げる商標に該当し、かつ、同条2項に規定する商標に該当しないと判断した事例				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法3条1項3号、3条2項

(関連する権利番号等) 商願2015-29864号

(審決) 不服2019-13864号

### 判 決 要 旨

1 原告は、指定商品を「鉛筆（色鉛筆を除く。）」とし、ごく暗い赤（D I CカラーガイドP A R T 2（第4版）2251）のみからなる商標（以下「本願商標」という。）について、商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判請求をした。特許庁は、本願商標は商標法3条1項3号に掲げる商標に該当し、かつ、同条2項に規定する商標に該当しないと判断し、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。

2 本判決は、以下のとおり、本願商標は商標法3条1項3号に掲げる商標に該当し、かつ、同条2項に規定する商標に該当しないと判断し、本件審決の判断を維持して原告の請求を棄却した。

(1) 本願商標が商標法3条1項3号に掲げる商標に該当するかについて

一般に、商取引においては、商品の外装等の商品又は役務に関して付される色彩は、商品又は役務のイメージ、美感等を高めるために多種多様なものの中から選択されて付されるものにすぎないから、そのようにして付された色彩が直ちに商品又は役務の出所を表示する機能を有するというものではない。

そして、本願商標についてみても、本願商標は、輪郭のない単一の色彩のみからなるものであるところ、J I S系統色名の区分における位置付けとしては、「ごく暗い赤」「暗い赤」「暗い灰みの赤」の3区分の境界領域に位置するとされ、基本色名としても、「紫みの赤」に近い領域に位置するとされ、基本色彩語としても、「赤」「紫」「茶」の境界領域に存在し、色相「赤」ないし「赤紫」の暗い色として捉えられ、マンセル近似値をみても、当該近似値に近いボルドー、バーガンディー等が存在するなど、その近似色は、無数に存在するものと認められる。現に、取引の実情をみても、本願商標の近似色は、指定商品である鉛筆（色鉛筆を除く。以下同じ。）を含む筆記用具に関して、広く使用されているものである（なお、後記(2)アにおいて説示するとおり、本願商標が自他商品識別力を備

えるに至ったものと認めることはできない。)

以上によると、本願商標は、指定商品である鉛筆について使用される場合であっても、本願商標に接した需用者及び取引者をして、本願商標に係る色彩が単に商品（鉛筆）のイメージ、美感等を高めるために使用されていると認識させるにすぎないものと認めるのが相当である。そうすると、本願商標は、指定商品である鉛筆の特徴（鉛筆の外装色等の色彩）を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるということが出来るから、本願商標は、商標法3条1項3号に掲げる商標に該当する。

(2) 本願商標が商標法3条2項に規定する商標に該当するかについて

ア 原告が取り扱う鉛筆（「ユニ」、「ハイユニ」及び「ユニスター」と称するもの（ユニシリーズ）。以下「原告商品」という。）は、相当の長きにわたり新聞等の記事において取り上げられ、また、様々な媒体において広告がされてきたのであるから、原告商品は、需用者の間において、相当程度の認知度を有しているものと認められる。

しかしながら、原告商品には、本願商標のみならず他の色彩及び文字も付されているところ、指定商品である鉛筆を含む筆記用具について、ボルドー及びバーガンディーを含む本願商標の近似色が広く使用されている実情も併せ考慮すると、原告商品に触れた需用者は、本願商標のみから当該原告商品が原告の業務に係るものであることを認識するのではなく、本願商標と組み合わせられた黒色又は黒色及び金色や、当該原告商品が三菱鉛筆のユニシリーズであることを端的に示す「MITSUBISHI」、「uni」、「Hiuni」、「unistar」等の金色様の文字と併せて、当該原告商品が原告の業務に係るものと認識すると認めるのが相当である。

加えて、鉛筆の市場においては、原告及び株式会社トンボ鉛筆が合計で80%を超える市場占有率を有しており、比較的鉛筆に親しんでいる需用者としては、アンケート調査における質問をされた場合、回答の選択の幅は比較的狭いと考えられるにもかかわらず、本願商標のみを見てどのような鉛筆のブランドを思い浮かべたかとの質問に対し、原告の名称やそのブランド名（三菱鉛筆、uni等）を想起して回答した者が全体の半分にも満たなかったことからすると、本願商標のみから原告やユニシリーズを想起する需用者は、比較的鉛筆に親しんでいる者に限ってみても、それほど多くないといわざるを得ない。

以上によると、指定商品である鉛筆に係る需用者の間において、単一の色彩のみからなる本願商標のみをもって、これを原告に係る出所識別標識として認識するに至っていると認めることはできない。

イ 以上のとおり、本願商標については、これが使用された結果、原告の業務に係る商品であることを表示するものとして需用者の間に広く認識されるに至り、その使用により自他商品識別力を獲得しているといえないから、原告による本願商標の独占使用を認めることが公益上の見地からみて許容される事情があるか否かについて判断するまでもなく、本願商標が商標法3条2項に規定する商標に該当するということはできない。